

題 名	川口市における人権教育の取組 ～ 同和問題の理解のために ～
-----	-----------------------------------

所属所名 川口市教育委員会生涯学習課  
氏 名 市 川 周 作

## 1 はじめに

川口市は県南部に位置し、東京都に隣接していることを背景に、伝統的な鋳物工業や機械工業、木型工業などによる「ものづくりのまち」として発展した。その後、ベッドタウン化が進み、平成30年には人口が60万人を突破するとともに、中核市に移行した。さらに、「本当に住みやすい街大賞」で令和元年・2年の連続1位を含め、4年連続ランクインを果たし「住みやすいまち」として広く認識されるようになった。

本市は平成6年12月に「人権尊重都市宣言」を表明し、多くのメッセージを市民と共有してきた。人権相談体制の整備、人権啓発活動の充実、人権教育の推進など、明るい社会を築いていくための共生の心を醸成する事業を積極的に展開している。

## 2 川口市の人権教育事業について

### (1) 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

同和問題の解決に向けた最大の課題は心理的差別の解消である。そのためには、人権教育・啓発活動をより一層推進することに尽きる。本市では、これまでの事業の成果を総括し、その反省を踏まえて改革を図りながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止も踏まえ、次のとおり取り組むこととしている。

- ①体験型・参加型の啓発手法を積極的に取り入れる。
- ②オンラインでの研修やDVD等の視聴覚教材の導入・活用を進める。
- ③当事者との交流を取り入れる。
- ④基礎学習として身近な人権問題学習を取り入れる。
- ⑤市民レベルの指導者の養成に努める。

川口市マスコット  
「きゅぼらん」



### (2) 川口市人権教育推進協議会

教育委員会の附属機関として川口市人権教育推進協議会を設置している。この協議会は町会・自治会、人権擁護委員、社会教育委員、学校などの代表者で組織され、川口市における人権教育の推進を図り、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解消をもって明るい地域社会の形成に寄与することを目的としている。

### (3) 社会教育における人権教育・啓発事業重点施策

	事業内容等	概要等
ア	人権問題理解講座	市内35の公民館等の社会教育施設で年1回開催。市民を対象に様々な人権問題の基礎的な内容を学習する。
イ	人権問題専門講座	市内6公民館ブロックで年1回開催。人権問題の専門的な内容を学習し、地域の人権教育におけるリーダーを育成する。
ウ	啓発資料 「みんなで学ぶ人権問題」	女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人等の人権課題をまとめた冊子。社会教育施設での講座や講演会時に配布。
エ	人権啓発パネル展	市内社会教育施設において、様々な人権課題を取り上げたパネル展を開催し、市民の人権意識を醸成する。
オ	研修会・講演会 「人権を考える集い」	人権問題に関する講演会や啓発映画の上映。市民・企業・民生委員・社会教育関係団体の代表者・PTAの代表者などが参加。

### 3 本市における「同和問題」に関する取組

#### (1) 市ホームページや広報誌による啓発及び冊子の作成

同和問題の現状や部落差別解消推進法の施行及び趣旨や意義について掲載するとともに、冊子「同和問題の理解のために」を作成し、各種研修会にて活用している。



人権啓発のための冊子

#### (2) 川口市職員研修

臨時職員等を含めた全職員への周知、階層別研修、初級職員研修、新規採用職員研修等を行い同和問題の現状や推進法の基本理念等の理解を深めるよう啓発している。

#### (3) 社会教育施設における取組

事業名 「川口市人権問題専門講座」

開催施設 4公民館で開催（動画配信）

開催日 令和3年10月～令和4年3月

講師 埼玉県県民生活部人権推進課 新井 茂登 氏

テーマ 「豊かな人権感覚と身近な人権課題」

内容 身近な人権課題に触れ、主に同和問題や性的少数者の人権についての理解を深める。

成果 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、動

画での配信を行い、コロナ禍であっても人権意識の醸成がなされるよう努めた。同和問題には人々の意識や観念のうちに潜在する心理的差別があるという現状を知るとともに、部落差別は現在も存在することを明確にし、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況も変化が生じている等、部落差別解消推進法の背景と意義について理解を深めた。また、同和問題解決のための取組にも触れることで、常に正しい理解が必要であり、「人権意識を眠らせない」という認識のもと、人権意識の高揚を図ることができた。



専門講座案内チラシ

### 4 おわりに

#### (1) 問題意識の再確認

私たちの周りには「偏見」や「差別」といった、人権に関わるさまざまな問題がある。部落差別の解消のためには、残された課題である心理的差別解消に向けた教育・啓発の取り組みが重要であり、正しい認識を深め、どうすれば解決できるかそれぞれの立場でできることを行っていくことが大切である。

#### (2) 今後の取組

今回の実践を通して「人権」に対する関心や、部落差別解消推進法の認知度の低さを改めて感じた。今後は同和問題をはじめとする人権問題について、より理解と認識を深めてもらうため、市民が興味・関心を抱くような啓発方法や人権教育を実施していきたい。また、コロナ禍の影響も踏まえ、積極的に動画配信や双方向のオンライン講座を取り入れ、多様な人権問題を学習する機会を提供していく。差別は一部の人だけでは解消することはできない。総務課同和対策係と相互の連携を図り、総合的かつ効果的に人権教育及び人権啓発を推進し、地域社会全体で人権教育に取り組むための基盤づくりを行っていきたい。